

2015年11月27日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2016年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

安倍政権は、国民大多数の反対の声を無視して戦争法（安保法制）を強行しました。この法律は、日本国憲法のもとで70年にわたって築き守ってきた平和国家としての日本の歩みを覆すものであり、現実の危険として、自衛隊の海外での武力行使に道を開き、集団的自衛権の発動によってわが国の防衛と無関係の戦争に自衛隊の出動を可能にすることから、一刻も放置できないものです。

日本共産党は、9月19日の戦争法強行を受けて即座に「戦争法廃止の国民連合政府」構想を提唱し、来るべき国政選挙で自民党・公明党を少数に追い込むための共闘を広く政党・団体・個人に呼びかけました。戦争法を廃止し日本の政治に立憲主義・民主主義を取り戻すために、当県議団も全力を尽くす決意です。

財務省の諮問機関である財政制度等審議会は、2016年度の予算編成に向け社会保障の大幅削減を狙い、一方で軍事費については増加を認める意見書を財務相に提出しました。「戦争する国」づくりのための軍拡予算を目指す安倍政権の姿勢が露骨に表れています。大震災・原発事故という未曾有の複合災害に見舞われている本県の復興にとって、福祉とくらしが国の予算の主役となることは決定的に重要です。

安倍政権は、再来年4月の10%への消費税増税を既定路線とし、経済政策でもアベノミクスの「第2ステージ」として持ち出したGDP600兆円などを目標にする「新3本の矢」を口実に、さらなる法人税減税の上積みを検討しています。昨年初めに消費税率を8%へと引き上げる一方、法人実効税率は当時の約35%から2年がかりで31・33%まで引き下げることが既に決められており、2016年度の下げ幅をさらに拡大しようというのが今回の検討です。GDPは2期連続マイナスであり、大企業のもうけを増やせばやがて国民もうるおうという経済政策の破綻は明らかです。OECDの警告を待つまでもなく消費税再増税は中止するべきです。

大震災から6年目を迎える新年度は、原発再稼働のために賠償や支援を打ち切る「福島県民切り捨て」を許さず、公約破りのTPP大筋合意や沖縄辺野古への新基地建設など様々な分野で安倍政権がすすめる国民無視の暴走政治ときっぱり対峙する県政運営が求められます。

いまだ10万人を超える避難者を抱える本県の実情を踏まえ、県民一人一人のくらしと生業再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、2016年度県予算編成方針について

1. 県民のいのちと安全を直接脅かし、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨も大きくゆがめることになる憲法違反の「戦争法」の廃止を国に求めると共に、憲法遵守を強く求めること。
2. 人口減少対策・地方創生をいうのであれば、都市部でも農村部でも子育てしやすい環境整備と高齢者が安心して暮らせる施策を県が具現化し、県民と市町村を支援すること。
3. 医療・福祉・教育、子育て支援を県予算の中心にすえ、この分野の大幅な予算拡充を図ること。
4. 医師・看護師、介護や保育所などの医療・福祉分野、教員や図書館司書などの教育分野における職員不足が深刻なことから、福島特措法も活用し、賃金アップなどの処遇改善を行い、正規で職員を確保できるよう支援すること。
5. 県職員給与の引き上げ改定を行うとともに、大震災・原発事故を受け、病休や精神疾患が増加している現状をふまえ県職員の増員を図ること。人事評価制度の導入は取りやめること。
6. 県民のくらしと地域経済、復興の足かせになっている消費税10%への引き上げ中止を国に求めること。一方、法人税を30%台から20%台に引き下げるとは、本県の税収にも大きく影響を及ぼすことから国に方針撤回を求めること。
7. 農業県である本県は原子力災害でも大きな影響を受けていることから、TPPからの撤退を求め、国会での批准中止を求めること。
8. 多国籍企業の利益を優先させるTPPは、国内農業に大打撃を与え、地域経済を崩壊に導くことは必至である。国にTPPからの撤退を強く求めるとともに、本県農業を支えている家族農業や小規模農家を支援する農政をめざすこと。

二、原発ゼロの発信と原発事故収束への取り組みについて

1. 国と東京電力に福島第二原発廃炉を求めること。また、福島第二原発廃炉実現のために県民運動を進めること。
2. 根本的な汚染水対策となるよう、地下水と地層専門家の総動員、汚染状況を敷地外も含

めた調査と公表を徹底させ、「放射能で海を汚さない」立場を明確にしたあらゆる手立てを国と東京電力に求めること。県も独自に調査し状況の把握に努めること。

3. 汚染水対策を含む廃炉作業に国の姿が見えない事から、国が責任を持って進める体制の強化と情報発信を求めること。
4. 汚染水・廃炉対策に関し異常が現れた場合、県が瞬時に状況を把握し県としての対応を判断できるシステムをいっそう充実させること。
5. 原発労働者の安全対策や労働条件の改善、危険手当が手元に届くよう東電と国に求めるとともに、安全な収束作業が進むよう技術支援と人材育成の場をつくるよう求めること。

三、除染、賠償、被災者支援について

被災県民に自立を求める一方賠償や除染、被災者支援など、国と東京電力による早期打ち切りを許さず、加害責任を最後まで果たさせることがいっそう重要になっています。

(1) 除染について

1. 森林除染、ため池除染についてもガイドラインを示し、実施するよう国に求めること。側溝除染についても本格的に推進すること。
2. 除染労働者の労賃や危険手当が適正に支払われるよう実態調査と指導を国に求めること。
3. 除染が手抜きとならないよう、住民が納得する除染を求めること。ホットスポットがある住宅の再除染についても、希望する世帯は実施するよう国の除染ガイドラインの見直しを求めること。
4. 除染特措法施行以前に自主的に行った除染費用については、個人が自ら作業した労賃、及び2012年9月末日以降に行った除染費用を賠償の対象とするよう国に求めること。
5. 住宅除染で出た除染土壌の自宅内仮置きについても、保管料を出す仕組みをつくること。
6. 生活圏森林除染について、宅地から20メートルに限定せず、宅地の線量低減が確認できるところまで範囲を拡大するよう国に求めること。
7. 除染の目安である空間線量毎時0・23マイクロシーベルトは、除染実施主体の別にかかわらず堅持すること。
8. 中間貯蔵施設については、地権者への思いに寄り添い、丁寧な説明と対応を求めること。

(2) 賠償について

1. 県原子力損害対策協議会の全体会を開催し、賠償の実態を明らかにし、国と東京電力に対して完全賠償を求める県民運動を起こすこと。
2. 全県民の精神的損害の賠償継続を国と東京電力に求めること。
3. すでに避難解除された地域でも多くの住民が帰還していない現状から、賠償の再開・継続を求めるとともに、2018年3月までとする精神的損害賠償の打ち切りは行わないよう、国に改定福島復興加速化指針の早期見直しを強く求めること。

4. 県内各地で現在の賠償を不服としたADR集団申立てや、裁判への提訴が広がっている。このような活動を県としても支援すること。

(3) 被災者支援について

1. 被災者生活再建支援法の国の支援金を最低でも 500 万円に引き上げるとともに、助成対象の拡大を求めること。県として独自の支援制度を創設し、住まいの再建を促進すること。
2. 被災者の医療費助成を継続するとともに、地震、津波被災者にも支援を再開すること。
3. 復興公営住宅の建設促進とともに、いわき市で行っている家賃軽減制度を県として創設すること。
4. 個人住宅の二重ローン解消制度の周知徹底を図るとともに、活用拡大に向け金融機関にも協力を求めること。
5. 仮設住宅や借り上げ住宅に継続して入居できるようにし、希望者には建物の払い下げを実施するなど、住まいの再建を支援すること。
6. 仮設住宅の備品譲与については、プレハブ協会からリースしているものについても活用できるように協会と協議すること。
7. 自主避難者への家賃補助の継続を県が決断し、受け入れ都道府県に住宅提供の協力を要請すること。県内の同一自治体の避難者に対しても支援すること。
8. 全県民の高速道路料金無料化を国に求めること。
9. 避難生活の長期化に伴う疾病や要介護者の増加にきめ細かに対応するため、人的体制の強化と人員確保に向けて特別の処遇改善策を講じること。

四、福祉型県づくりを進めることについて

安倍内閣の社会保障切り捨てを許さず、県の総合計画の見直し、総合戦略、人口ビジョンの策定にあたっては福祉型県政づくりを基本に据え、本県復興計画が目指す「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる長寿の県」の実現をめざすことが求められます。

(1) 医療、福祉施策について

1. 県の地域医療計画策定にあたっては、国のベッド削減を前提とせず、各地域医療圏毎に必要な医療が提供できることを基本とし、県民の医療ニーズに見合った計画とすること。
2. 深刻な産科医不足解消のため、国立病院機構の産科の維持など国に支援を求めるとともに、県としても医師確保対策に取り組むこと。
3. 国の医療改悪による入院給食費患者負担増など大幅な医療費負担増に反対し、県民の命と健康を守ること。
4. 18 歳までの子ども医療費無料を継続するとともに、医療費無料制度を全県民に拡大するよう国に求めること。

5. 総合的ながん対策を推進するため、がん検診の無料化を図ること。がん治療の拠点病院の治療体制の充実、緩和ケア病床の増床を進めること。
6. 子宮頸がん予防接種による後遺症患者への医療費助成を県として実施すること。
7. 医療、介護の人員不足を解消するため、特別の処遇改善を行うとともに、現在計画中の県の人材養成機関の早期設置を進めるとともに、国に財政支援を求めること。
8. 拡大された難病患者の医療費助成の周知徹底を図るとともに、自己負担の解消を国に求めること。また、認定の更新に当たっては事務の簡素化を図ること。特定疾患患者が県内で十分な治療が受けられるよう、医師の確保をはじめとする医療体制の拡充を図ること。
9. 透析患者が遠隔通院しなくても透析治療が受けられるよう、不足する地域への適正配置をすすめるとともに専門スタッフを養成すること。災害時の透析治療体制を整備すること。
10. 糖尿病による腎不全、失明者の増加が指摘されており、県として生活習慣病対策に取り組むとともに、障がい者となった患者の日常生活自立に向けた支援を進めるための体制を強化すること。
11. 障がい者優先調達推進法にのっとり、公共機関からの障がい者団体、施設への発注を増やすとともに、促進するための組織づくりを検討すること。
12. 「住まいは人権」の立場で、公営住宅の入居希望者が安心して入れるよう増設、修繕を進めること。車いすが入れる障がい者向け住宅を増やすこと。
13. 県の手話言語条例を制定すること。
14. 引き下げられた生活保護基準を元に戻すとともに、冬季加算の削減を行わないよう国に求めること。また、被保護世帯の日常生活必需品となっている車の保有について、自立更生の観点から実施機関として適切な判断を行うこと。

(2) 国保事業について

1. 国保法改正の強行により 2018 年度から実施される国保広域化は、市町村の自主性を阻害し被保険者の負担増につながる危険をはらむものであり、実施に反対すること。
2. 2015 年度から国が交付する低所得対策交付金が、国保税軽減に確実に活かされるよう市町村を支援すること。
3. 被保険者の生活状況が悪化するもとの短期保険証、資格証明書の発行は中止し、医療を受ける権利を保障するとともに、国保税、医療費の減免制度の活用について市町村を支援すること。
4. 医療費助成により国庫負担金を削減するペナルティ措置は行わないよう国に求めるとともに、県として市町村国保事業への独自の支援を行うこと。

(3) 高齢者福祉、介護事業について

1. 高齢者の社会参加を促進するため、市町村が先行実施する高齢者無料パス、デマンドタクシーなどの交通対策に県として取り組むこと。
2. 買い物難民の解消、帰還を希望する避難者の支援としても、移動スーパーなどの事業者への支援を行うこと。
3. マクロ経済スライドによる年金の削減に反対し、最低保障年金制度の確立を国に求めること。
4. 長期にわたり特養ホーム待機者が1万人を超す異常事態を解消するため、特養ホームを増設すること。
5. 特養ホーム入所者の7割を占める補足給付対象者が、貯蓄金額で対象から除外される制度の見直しを求めること。
6. 要支援1・2の要介護者を市町村が実施する新たな介護予防、日常生活支援総合事業に移行するにあたっては、従来のサービス低下としないことを基本として、国に財政支援を求めるとともに、市町村の計画づくりを支援すること。
7. 認知症患者に必要な支援が行き届くよう、県として市町村を支援し体制を確立すること。

(4) 女性と子どもたちへの支援について

女性が真に輝ける社会の実現、子どもの貧困が進行するもとの、「子育て日本一」をめざす県の本気の取り組みが求められます。

1. 認可保育所の待機児童の実態を正確に把握し、解消に向けてあらゆる面から市町村を支援すること。
2. 子ども子育て支援法による小規模保育所も保育士の有資格者を配置し、保育の質を確保すること。
3. 学童保育の基準に合致する施設整備に向け、県として市町村、事業者を支援すること。待機児童の解消を図ること。
4. 男女がともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、労働条件改善に向け労働局とも連携し、企業への指導、援助を強めること。
5. 放射能への不安を抱える子育て世代への支援を強化するとともに、妊産婦のうつ的傾向が全国平均に比較して高いと指摘されていることから、保健師等の増員で妊産婦の心のケアの取り組みを強化すること。
6. アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、基本計画を策定すること。保健師、栄養士、養護教諭、保育士などへの専門的な研修を行うこと。

五、日本一子育てしやすい福島県を作るために

(1) 子育て世代への経済的支援強化について

社会全体の貧困化が進む中で、子どもの貧困対策は法律も制定され、その具体化が切実に求められています。保護者の経済的負担の軽減こそ優先的に取り組むべきであり、以下の諸施策の実施を求めます。

1. 保育所、幼稚園の保育料無料・軽減に向けて、県独自の取り組みを行うこと。
2. 学校給食費無料化に向けて県独自の取り組みで市町村を支援すること。
3. 高校、大学・専門学校生に対する給付型奨学金制度を創設すること。当面、震災特例奨学金制度の対象を全県に拡大すること。
4. 高校生の通学費助成を県として行うこと。

(2) 大震災・原発事故被災地としての教育の充実について

1. 不登校児童生徒が3年連続で増加している実態を踏まえ、原因究明と個別対応を含めた対策を強化するための体制を作ること。
2. 長期の避難をはじめ原発事故による多様なストレスを抱える子どもたちに対して、一人一人の子どもに寄り添う行き届いた教育を実現するため、30人学級を全学年で実施すること。
3. 正教員や専任の教職員を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーを抜本的に増員し、全校配置をめざすこと。
4. 肥満や体力低下が懸念される子どもの健全な発達を支援するため、特別な教育支援体制を構築すること。
5. 学力第一主義を改め、生きる力を育てる教育を推進する立場から、全国学力調査の押しつけは行わず、県独自の学力調査は中止すること。
6. 学校耐震化の早期完了、老朽施設改修に向け、市町村を支援すること。
7. 特別支援学校の教室不足や、長距離通学の解消に向け、特別支援教育施設整備計画を抜本的に見直すこと。
8. 18歳選挙権が実施されるにあたり、教養としての政治教育を重視するとともに、本県原発事故の教訓についても教育カリキュラムに位置づけること。
9. 学校統廃合による遠距離通学のためのスクールバスの配置への支援をおこなうこと。
10. 児童生徒の通学、帰宅時の安全のための子供見守り隊への支援の強化をおこなうこと。

六、商工業、観光、雇用、再生可能エネルギーの推進について

1. 復旧・復興に格差が生じていることから実態の把握をすすめて、中小企業を中心とした福祉・防災の町づくりで雇用の拡大を図ること。
2. グループ補助金等の周知徹底を図り、国に対しては継続と柔軟な対応を求め、県内中小商工業者の支援を引き続き行うこと。国の補助金制度に該当しない事例については、県独自の同等の支援を行うこと。

3. 二重ローン解消に向けて制度の周知や活用のためのきめ細かな支援を行うこと。
4. 企業誘致にとどまらず、地元中小企業の活用拡大をはかること。
5. 原発震災の実態を知らせ風評被害払拭ができる観光商品を、様々な角度から検討し推進すること。
6. 最低賃金時給 1000 円以上への引き上げを求めること。雇用は正規が当たり前という働くルールを国の責任で確立するよう求めること。
7. 本県から異常な働かせ方を一掃するため、労働法違反や長時間過密労働で若者を使いつぶすブラック企業の実態を県として調査するとともに、悪質なものについては企業名を公表すること。ブラックバイトについても同様の対策を講じること。
8. 再生可能エネルギーでは、県内中小企業の育成、県民参加、地域循環型を促進し、企業主導のメガソーラーなど、市町村への届け出義務付けの内容を盛り込んだ条例を制定すること。
9. イノベーションコースト構想については、地元企業の参加と地元の雇用につながるよう引き続き求めること。
10. 被災者の雇用の創出と安定的な雇用の確保に引き続き取り組むこと。
11. 原子力被災地域の事業者訪問を漏れなく行い、賠償支援と事業支援を一体的に行うこと。
12. 異常気象による自然災害が頻発する要因に地球温暖化の問題があり、わが国の対策の遅れが指摘されている。CO₂を増加させる石炭火力発電所の新設を県内で認めず、現在の石炭火力発電所についてもガス化燃料に切り替えるよう求めること。

七、農林水産業の復興について

1. 多国籍企業の利益を優先させる TPP は、国内農業に大打撃を与え、地域経済を崩壊に導くことは必至である。国に TPP からの撤退を強く求めるとともに、本県農業を支えている家族農業や小規模農家の支援する農政をめざすこと。
2. 農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
3. CLT や木材利用に対する支援策を促進し、本県の森林整備を図ること。
4. 漁業の再開に向けて海域のきめ細かい放射性核種の検査体制の拡充、非破壊型の検査機器の研究開発を推進すること。
5. イノシシ対策の 5 年計画が進むよう、予算の拡充と市町村への補助金拡大を行うこと。

以上